

保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金
不算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・

法人名

()

別表六(二)付表四 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外事業所等の名称等	名 称	1			投資 資産 から 生 じた 収 益 の 額	有価証券から生じた収益の額	18	円	
	国名又は地域名	2				不動産から生じた収益の額	19		
	所在地	3				金銭債権から生じた収益の額	20		
	主たる事業	4				その他の投資資産から生じた収益の額	21		
	種類		総 額	国外事業所等に係るもの		合 計	22		
			①	②					
	有 価 証 券	5	円	円					
	不 動 産	6							
	金 銭 債 権	7							
投資 資産 の 額	そ の 他 の 投 資 資 産	8			投資資産の額の平均残高	23			
	合 計	9			投資 収 益 率	24	%		
					$\frac{(22)}{(23)}$				
国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額の計算	投 資 資 産 の 額 (9の①)	10	円		適 用 除 外 の 判 定	投資資産超過額の国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額に対する割合	25		
	責 任 準 備 金 の 額	11				に 係 る 割 合 基 準	$\frac{(17)}{(16)}$		
	支 払 備 金 の 額	12				国 外 事 業 所 等 に 係 る 割 合 基 準	$\frac{(9の②)}{(9の①)}$		
	国外事業所等に係る責任準備金相当額	13				定 額 基 準	$(17) \times (24)$	27	円
	国外事業所等に係る支払備金相当額	14				令 第 141 条 の 6 第 4 項 の 適 用 の 有 無	28	有・無	
	$\frac{(13) + (14)}{(11) + (12)}$	15	% 円						
	国 外 事 業 所 等 に 帰 せ ら れ る べ き 投 資 資 産 の 額 (10) × (15)	16	円			益 金 不 算 入 額	29	円	
投 資 資 産 超 過 額 (9の②) - (16) (マイナスの場合は0)	17				$(17) \times (24)$				